別記様式第２号（第３条関係）

第　　号

指　　定　　書

名　称

所在地

第１項第１号ハ

道路交通法施行令第33条の６第２項第１号ハの規定により、上記の

第４項第１号ハ

届出自動車教習所が行う教習の課程（教習課程（大型）／教習課程（中型）／教習課程（準中型）／教習課程（普通）／教習課程（大自二）／教習課程（普自二）／教習課程（大型二種）／教習課程（中型二種）／教習課程（普通二種））を指定する。

年　　月　　日

公安委員会　印

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。